

議案第 6 号

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 6 月 13 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 4 条中「は、次の各号に」を「においては、次に」に改め、同条第 4 号中「少年団体」を「少年を主たる構成員とする団体」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(使用することができるもの)

第 5 条 少年自然の家を使用することができるものは、少年及び少年を主たる構成員とする団体並びにこれらの引率者とする。

2 前項の規定にかかわらず、社会教育に係る学習、文化活動その他の生涯学習の諸活動を行おうとするものは、教育委員会が同項に規定するものの使用に支障がないと認めるときは、少年自然の家を使用することができる。

第 6 条第 1 項中「少年自然の家」を「宿泊施設」に、「者」を「もの」に改め、

同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 宿泊施設を使用しようとするものが少年自然の家の事業に係る目的に適合しない目的で少年自然の家を使用するおそれがあるとき。
- (2) 宿泊施設を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 宿泊施設を使用しようとするものが少年自然の家の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (4) その他少年自然の家の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 前条第1項の許可を受け、宿泊施設を使用するもの（以下「宿泊者」という。）又はプラネタリウムを見学するものは、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）に定める使用料を納めなければならない。

第11条中「別に教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「使用者が少年自然の家の建物、附属設備、備品等を破損し、又は汚損し、若しくは滅失した場合は、すみやかに」を「施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、」に改め、同条ただし書中「教育委員会が特に」を「市長が」に、「認めたとき」を「認めるとき」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用の停止等）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宿泊者に対し、宿泊施設の使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は少年自然の家からの退所を命ずることができる。

- (1) 宿泊者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 宿泊者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 宿泊者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 宿泊者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 宿泊者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) その他少年自然の家の管理運営上支障があるとき。

(入所の制限等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年自然の家を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、少年自然の家の入所を禁じ、利用を停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 利用者が少年自然の家の事業に係る目的に適合しない目的で少年自然の家を利用するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (4) その他少年自然の家の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第9条を削る。

第8条中「使用者は、少年自然の家」を「宿泊者は、宿泊施設」に改め、同条を第11条とする。

第7条の次に次の3条を加える。

(入所時間等)

第8条 宿泊者は、宿泊施設の使用を開始する日の午前9時から午後3時までの間に少年自然の家に入所し、及び当該使用を終了する日の午前9時から午後4時までの間に少年自然の家を退所しなければならない。ただし、教育委員会が適当であると認めるときは、この限りでない。

(プラネタリウムの投影日等)

第9条 プラネタリウムの投影をする日及び投影を開始する時刻（以下この条において「プラネタリウムの投影日等」という。）は、次の表の左欄に掲げるプラネタリウムを見学するものの区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、

プラネタリウムの投影日等を変更し、又は臨時にプラネタリウムの投影日等を設けることができる。

区 分	投 影 日	投影を開始する時刻
宿泊者	次条に規定する休所日以外の日	午前9時から午後7時までの間において教育委員会が指定する時刻
25人以上の団体 (宿泊者を除く。)	次条に規定する休所日以外の日	午前9時から午後4時までの間において教育委員会が指定する時刻
個人及び25人未満の団体 (宿泊者を除く。)	日曜日及び土曜日(7月及び8月にあっては、日曜日)(これらの日が次条に規定する休所日に当たるときは、その日を除く。)	午後1時30分

(休所日)

第10条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(宿泊施設を使用するものに係る使用料に関する経過措置)

2 改正後の第7条の規定（宿泊施設を使用するものに係る部分に限る。）は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）以後に同年10月1日以後の宿泊施設の使用に係る許可の申請をするものについて適用し、同日前に宿泊施設を使用するもの及び施行日前に宿泊施設の使用に係る許可の申請をしたものについては、なお従前の例による。

## 理 由

少年自然の家の改装に合わせて生涯学習に係る機会を提供するため、同施設を使用することができるものに、小中学生の使用に支障のない範囲内で、生涯学習の諸活動を行おうとするものを加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。